平成２８年（フ）第９５５号
神戸市長田区雲雀ケ丘３丁目２番２－２号、従前の住所大阪市中央区南久宝寺町１丁目５番９－203号
破産者　海老原登代こと　宮垣　登代
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００６号
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の10　桃山台ハイツ207号
破産者　酒井和子こと　李　　和子
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１９号
神戸市垂水区福田５丁目２番３－101号、従前の住所神戸市垂水区青山台６丁目１番３－88号
破産者　渡部　嘉宏
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２５号
神戸市垂水区千代が丘２丁目２番３－405号、従前の住所神戸市垂水区千代が丘１丁目１番19－303号
破産者　田中　芳孝
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３０号
兵庫県芦屋市東山町24番15－211号
破産者　平田　律子（旧姓武澤）
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３７号
兵庫県三田市大原767番地45　タカラパナハイツ103号
破産者　山田　由衣
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４６号
神戸市須磨区白川台３丁目64番地の８セントラルマンション405号、従前の住所神戸市須磨区北落合６丁目１番７－103号
破産者　本多　昌子
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８３０号
広島市中区光南３丁目４番20－901号
破産者　沖元　幸恵
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３７号
広島市西区井口台３丁目35番３－301号
破産者　林　　義宏
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４３号
広島県廿日市市上平良327番地７
破産者　久保田香織
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５１号
広島市南区西本浦町５番３－101号
破産者　山口ゆかり
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７３号
広島市西区草津梅が台３番24号
破産者　村上真粧美
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８８号
広島県東広島市八本松飯田６丁目20番23号　プランタンＢ棟101号
破産者　山下　千春（旧姓堀）
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１４号
愛媛県伊予郡松前町大字恵久美369番地４　福永登美子方
破産者　鎌田　　泰
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５３号
愛媛県松山市高岡町877番地６　シーサイド高岡
破産者　日浅　君枝
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第１号

四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定による清算金額の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年４月４日
四街道都市計画事業
物井特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　茂木　貴志

記

1　清算金額通知者
氏名　株式会社住宅情報センター
住所　千葉県四街道市もねの里三丁目16番11号
2　通知内容
清算金額通知書

四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業の施行地区内にある貴殿の所有権を有する土地について、土地区画整理法第94条に規定する清算金を、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

なお、下記注意事項及び教示をご熟読の上、必要な手続きをお取りください。

株式会社住宅情報センター
徴収清算金　　金０円
交付清算金　　金０円
供託すべき金額　金20,423円
清算金額内訳
従前の土地
町名地番　四街道市物井字郷811－34
地　　目　山林
地　　積　361㎡
換　　地
町名地番　四街道市もねの里四丁目20－３
地　　目　宅地
地　　積　253.49㎡
清算金額
徴収額０円、交付額０円、
供託すべき額6,135円
従前の土地
町名地番　四街道市物井字稲荷塚1297－７
地　　目　山林
地　　積　467㎡
換　　地
町名地番　四街道市もねの里四丁目11－６
地　　目　宅地
地　　積　287.14㎡
清算金額
徴収額０円、交付額０円、
供託すべき額14,288円

（注意事項）
1　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いただきます。
「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。
「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。